

豊田市信用保証料補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、補助対象融資資金（以下「対象融資資金」という。）に係る信用保証料に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、「対象融資資金」とは、次に掲げるものをいう。

- （1）小規模企業等振興資金 愛知県融資制度の小規模企業等振興資金をいう。
- （2）豊田市商工業者事業資金 豊田市商工業者事業資金融資制度要綱に基づく制度融資をいう。
- （3）経済環境適応資金〔創業等支援資金〕 愛知県融資制度の経済環境適応資金（創業等支援資金）をいう。
- （4）経済環境適応資金〔事業承継資金〕 愛知県融資制度の経済環境適応資金（事業承継資金）をいう。
- （5）セーフティネット2号認定関連融資資金 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第2号の規定による認定を受けることを条件とする融資資金をいう。
- （6）セーフティネット4号認定関連融資資金 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号の規定による認定を受けることを条件とする融資資金をいう。
- （7）経済環境適応資金〔災害対応資金〕 愛知県融資制度の経済環境適応資金（災害対応資金）をいう。

（補助金の交付目的）

第3条 この補助金は、市内の中小企業者等が借り入れた対象融資資金に係る信用保証料の一部を補助することにより、市内の中小企業者等を支援し、もって本市の商工業の活性化を図ることを目的とする。

（補助対象事業者）

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助対象事業者」という。）は、対象融資資金を借り入れた中小企業者等で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1）法人等（法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴

力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいないこと。

- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められないこと。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められる者でないこと。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者でないこと。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、第1号から前号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる者でないこと。
- (7) 市内に住所（法人の場合は、本店の所在地）を有すること。
- (8) 市内に事業所を有すること。
- (9) 愛知県信用保証協会の保証対象者であること。
- (10) 別表第1に掲げる金融機関から対象融資資金を借り入れていること。
- (11) 市内において対象融資資金を運用すること。
- (12) 信用保証料を一括で支払っていること。
- (13) 豊田市税を滞納していないこと。

（対象融資資金及び補助金額等）

第5条 この要綱に基づき補助金を交付する対象融資資金、補助率及び限度額は、別表第2のとおりとする。

2 補助金の交付対象となる信用保証料の額（以下「補助対象保証料額」という。）は、融資金額から借換資金の額を控除した額を融資金額で除して得た割合（百分率で小数点第2位以下切捨て。以下「対象融資割合」という。）を一括支払いした信用保証料の額に乗じて得た額とする。

3 前2項の場合において、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金交付の除外）

第6条 対象融資資金に係る融資制度によって認められた既往債務の返済猶予に係る信用保証料については、交付の対象としない。

（補助金の交付申請手続等）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象事業者（以下「申請者」という。）は、信用保証料補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1から7号までのいずれか）に別表第3に掲げる書類を添付し、対象融資資金を借り入れた日から起算して14日以内に市長に提出しなければならない。ただし、事業開始前に対象融資資金を借り入れる場合は、申請者が豊田市内で事業を営んでいることが確認できるようになった日から起算して14日以内に市長に提出しなければならない。

2 前項における行為は、豊田市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成18年条例第1号）の規定により、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

3 前2項における行為は、第13条に規定する金融機関が代行して行うことができる。なお、その他の者が手続きを代行する場合は、申請者からの委任を受けたことがわかる書面を提出しなければならない。

（交付可否の決定）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請及び実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付の決定及び交付すべき補助金の額の確定をし、信用保証料補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第8号）により、通知するものとする。

2 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することができる。

（補助金の交付）

第9条 前条の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに所定の請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、遅滞なく補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。ただし、第3号に該当したときは、交付した補助金額から、第5条の規定により算出された補助金の額を控除した額を返還しなければならない。

（1）提出書類に虚偽の事項を記載して補助金の交付を受けたとき。

(2) 第4条第1号から第6号までのいずれかに該当したとき。

(3) 豊田市SDGs認証（以下、「認証」という。）を受けた補助事業者（以下、「認証事業者」という。）において、認証の取消処分があったとき。

（調査等）

第11条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、取扱金融機関及び補助事業者に対して、指示をし、調査を行い、又は報告を求めることができる。

（繰上償還による補助金の返還）

第12条 補助事業者は、豊田市信用保証料補助金の対象外制度又は自己資金等により借入金の繰上償還を行い、信用保証料の一部の返戻を受けたとき、又は返戻を受けることが確実であるときは、既に交付を受けた補助金額から返戻額を基に算出した繰上償還後の補助金額を控除した額を市長に返還しなければならない。

2 前項の繰上償還後の補助金額は、繰上償還した対象融資資金を借り入れる際に一括支払いした信用保証料の額から、繰上償還に伴う信用保証料の返戻額を控除した額に対象融資割合及び補助金交付時の補助率を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、認証の取消処分を受けた補助事業者の繰上償還後の補助金額は、繰上償還した対象融資資金を借り入れる際に一括支払いした信用保証料の額から、繰上償還に伴う信用保証料の返戻額を控除した額に対象融資割合及び取消後の補助率を乗じて得た額とする。

4 前2項の場合において、算出された繰上償還後の補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（提出代行取扱金融機関）

第13条 交付の申請を代行する取扱金融機関（以下「提出代行取扱金融機関」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

(1) 対象融資における債務（以下「対象債務」という。）に対する債権を有する取扱金融機関であること。

(2) 補助対象事業者が対象債務にかかわる信用保証料を支払ったことを確認していること。

(3) 対象債務に係る情報を市長へ提供することを承諾していること。

2 提出代行取扱金融機関は、補助事業者が虚偽若しくは不正な手段により補助金の交付を受け又は受けようとしたときは、速やかに市長に報告するものとする。

（職権修正）

第 1 4 条 市長は、補助金の交付事務を行うに当たり、申請者から提出された第 7 条に規定する書類に不備があるときは、当該事務に従事する職員にこれを修正させることができる。

（委任）

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の豊田市信用保証料補助金交付要綱の規定は、施行日以後に借り入れた対象融資資金に係る信用保証料について適用し、施行日前に借り入れた対象融資資金に係る信用保証料については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、現に改正前の豊田市信用保証料補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の豊田市信用保証料補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

（要綱の失効）

4 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、施行日から失効日までの間に借り入れた対象融資資金については、失効日後も、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

別表第 1 （第 4 条関係）

取 扱 金 融 機 関

三菱 U F J 銀行	大垣共立銀行
三井住友銀行	岡崎信用金庫
十六銀行	碧海信用金庫
三十三銀行	百五銀行
あいち銀行	豊田信用金庫
名古屋銀行	瀬戸信用金庫

別表第 2（第 5 条関係）

区分	補助率	限度額
小規模企業等振興資金	7 5 % ※認証事業者の場合、 1 0 0 %	5 0 万円
豊田市商工業者事業資金		
経済環境適応資金（創業等支援資金）	7 5 %	
経済環境適応資金（事業承継資金）	7 5 % ※認証事業者の場合、 1 0 0 %	
セーフティネット2号認定関連融資資金	7 5 %	
セーフティネット4号認定関連融資資金		
経済環境適応資金（災害対応資金）		

別表第 3（第 7 条関係）

区 分	申請書様式	添 付 書 類
小規模企業等振興資金、 豊田市商工業者事業資金	様式第 1 号 ※認証事業者の場合、 様式第 2 号	1 信用保証料を一括で支払ったことを証明する書類又はその写し 2 信用保証書の写し 3 借換えをしている場合は、それを証明する書類 （約定利息を含まない元金分かるもの） 4 役員名簿（役員の氏名、役職名、生年月日、住所が記載されたもの） 5 認証事業者の場合は、豊田市 S D G s 認証制度認証書又はその写し 6 その他市長が必要と認める書類
経済環境適応資金 （創業等支援資金）	様式第 3 号	1 信用保証料を一括で支払ったことを証明する書類又はその写し 2 信用保証書の写し 3 借換えをしている場合は、それを証明する書類（約定利息を含まない元金分かるもの） 4 創業計画書の写し 5 役員名簿（役員の氏名、役職名、生年月日、住所が記載されたもの） 6 豊田商工会議所又は商工会による推薦を受けたことを証する書類 7 その他市長が必要と認める書類
経済環境適応資金 （事業承継資金）	様式第 4 号 ※認証事業者の場合、 様式第 2 号	1 信用保証料を一括で支払ったことを証明する書類又はその写し 2 信用保証書の写し 3 借換えをしている場合は、それを証明する書類 （約定利息を含まない元金分かるもの） 4 法人登記簿謄本又はその写し 5 事業承継計画書の写し 6 役員名簿（役員の氏名、役職名、生年月日、住所が記載されたもの） 7 認証事業者の場合は、豊田市 S D G s

		認証制度認証書又はその写し 8 その他市長が必要と認める書類
セーフティネット2号 認定関連融資資金	様式第5号	1 信用保証料を一括で支払ったことを証明する書類又はその写し 2 信用保証書の写し 3 借換えをしている場合は、それを証明する書類 (約定利息を含まない元金分かるもの) 4 役員名簿 5 その他市長が必要と認める書類
セーフティネット4号 認定関連融資資金	様式第6号	1 信用保証料を一括で支払ったことを証明する書類又はその写し 2 信用保証書の写し 3 借換えをしている場合は、それを証明する書類 (約定利息を含まない元金分かるもの) 4 役員名簿 5 その他市長が必要と認める書類
経済環境適応資金 (災害対応資金)	様式第7号	1 信用保証料を一括で支払ったことを証明する書類又はその写し 2 信用保証書の写し 3 借換えをしている場合は、それを証明する書類 (約定利息を含まない元金分かるもの) 4 法人登記簿謄本又はその写し 5 役員名簿(役員の氏名、役職名、生年月日、住所が記載されたもの) 6 その他市長が必要と認める書類

豊 田 市 長 様

対象融資資金に係る信用保証料を支払いましたので、豊田市補助金等交付規則第4条及び第10条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。なお、豊田市信用保証料補助金の対象外制度又は自己資金等で繰上償還（保証期日より早く完済）し、愛知県信用保証協会から信用保証料が返戻された場合は、豊田市信用保証料補助金交付要綱第12条の規定に基づき、残存期間分に相当する補助金を返還します。

対象融資資金	☐ 振 ☐ 振小 ☐ マルトヨ					
信用保証決定日	年	月	日	申込期限 年 月 日		
融資資金借入日	年	月	日	※融資資金借入日を含め 14 日以内		
融資金額等	融資金額 A 千円					
	借換資金の額 B 千円					
	新規借入金額 A - B 千円 対象融資割合 ((A-B)/A) C <input .<input="" type="text"/> % ※ 1					
信用保証料額	D 円					
信用保証料支払日	年	月	日			
補助対象信用保証料	D 円 × C <input .<input="" type="text"/> % = E 円 ※ 2					
補助金額	E 円 × 75% = 000円 ※ 3					
補助金申請額	~~~~~ 000円 ※ 4 (補助金上限額 500,000円)					
(備考) ※ 1 : 小数点第 2 位以下切捨て ※ 2 : 小数点以下切捨て ※ 3 : 千円未満切捨て ※ 4 : (E×75%) と 50万円のいずれか少ない方の額						

書類提出日

年 月 日

(申請者) 住 所

法人名・商号

氏 名

上記申請者が信用保証料を支払ったことを確認しました。

所在地：

金融機関名・支店名：

担当者氏名・連絡先:

様式第2号（第7条関係）

信用保証料補助金交付申請書兼実績報告書（豊田市 SDGs 認証事業者用）

豊 田 市 長 様

対象融資資金に係る信用保証料を支払いましたので、豊田市補助金等交付規則第4条及び第10条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。なお、豊田市信用保証料補助金の対象外制度又は自己資金等で繰上償還（保証期日より早く完済）し、愛知県信用保証協会から信用保証料が返戻された場合は、豊田市信用保証料補助金交付要綱第12条の規定に基づき、残存期間分に相当する補助金を返還します。

対象融資資金	☐ 振 ☐ 振小 ☐ マルトヨ ☐ 事業承継資金			
信用保証決定日	年	月	日	申込期限 年 月 日
融資資金借入日	年	月	日	※融資資金借入日を含め 14 日以内
融資金額等	融資金額 A 千円			
	借換資金の額 B 千円			
	新規借入金額 A - B 千円			
	対象融資割合 ((A-B)/A) C . % ※ 1			
信用保証料額	D 円			
信用保証料支払日	年	月	日	
補助対象信用保証料	D 円 × C . % = E 円 ※ 2			
補助金額	E 円 × 1 0 0 % = 0 0 0 円 ※ 3			
補助金申請額	~~~~~ 0 0 0 円 ※ 4 (補助金上限額 5 0 0 , 0 0 0 円)			
(備考) ※ 1 : 小数点第 2 位以下切捨て ※ 2 : 小数点以下切捨て ※ 3 : 千円未満切捨て ※ 4 : (E × 1 0 0 %) と 5 0 万円のいずれか少ない方の額				

書類提出日

年 月 日

(申請者) 住 所

法人名・商号

氏 名

上記申請者が信用保証料を支払ったことを確認しました。

所在地：

金融機関名・支店名：

担当者氏名・連絡先:

信用保証料補助金交付申請書兼実績報告書
（経済環境適応資金 創業等支援資金）

豊 田 市 長 様

対象融資資金に係る信用保証料を支払いましたので、豊田市補助金等交付規則第4条及び第10条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。なお、豊田市信用保証料補助金の対象外制度又は自己資金等で繰上償還（保証期日より早く完済）し、愛知県信用保証協会から信用保証料が返戻された場合は、豊田市信用保証料補助金交付要綱第12条の規定に基づき、残存期間分に相当する補助金を返還します。

対象融資資金	経済環境適応資金 創業等支援資金
信用保証決定日	年 月 日
融資資金借入日	年 月 日
融資金額等	融資金額 A 千円
	借換資金の額 B 千円
	新規借入金額 A - B 千円
	対象融資割合 ((A-B)/A) C . % ※1
信用保証料額	D 円
信用保証料支払日	年 月 日
補助対象信用保証料	D 円 × C . % = E 円 ※2
補助金額	E 円 × 75% = 000円 ※3
補助金申請額	000円 ※4 （補助金上限額 500,000円）
(備考) ※1：小数点第2位以下切捨て ※2：小数点以下切捨て ※3：千円未満切捨て ※4：(E×75%)と50万円のいずれか少ない方の額	

書類提出日

年 月 日

(申請者) 住 所

法人名・商号

氏 名

.....
上記申請者が信用保証料を支払ったことを確認しました。

所在地：

金融機関名・支店名：

担当者氏名・連絡先：

.....
上記申請者が補助金交付条件を満たしていることを確認しましたので推薦します。

商工会議所・商工会名：

担当者氏名・連絡先：

様式第4号（第7条関係）

信用保証料補助金交付申請書兼実績報告書
（経済環境適応資金 事業承継資金）

豊 田 市 長 様

対象融資資金に係る信用保証料を支払いましたので、豊田市補助金等交付規則第4条及び第10条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。なお、豊田市信用保証料補助金の対象外制度又は自己資金等で繰上償還（保証期日より早く完済）し、愛知県信用保証協会から信用保証料が返戻された場合は、豊田市信用保証料補助金交付要綱第12条の規定に基づき、残存期間分に相当する補助金を返還します。

対象融資資金	経済環境適応資金 事業承継資金	
信用保証決定日	年 月 日	申込期限 年 月 日
融資資金借入日	年 月 日	※融資資金借入日を含め14日以内
融資金額等	融資金額 A 千円	
	借換資金の額 B 千円	
	新規借入金額 A - B 千円	
	対象融資割合 ((A - B) / A) C □ □ □ . □ % ※1	
信用保証料額	D 円	
信用保証料支払日	年 月 日	
補助対象信用保証料	D 円 × C □ □ □ . □ % = E 円 ※2	
補助金額	E 円 × 75% = 000円 ※3	
補助金申請額	000円 ※4 （補助金上限額 500,000円）	
(備考) ※1：小数点第2位以下切捨て ※2：小数点以下切捨て ※3：千円未満切捨て ※4：(E × 75%) と50万円のいずれか少ない方の額		

書類提出日

年 月 日

(申請者) 住 所

法人名・商号

氏 名

上記申請者が信用保証料を支払ったことを確認しました。

所在地：

金融機関名・支店名：

担当者氏名・連絡先：

豊田市長様

対象融資資金に係る信用保証料を支払いましたので、豊田市補助金等交付規則第4条及び第10条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。なお、豊田市信用保証料補助金の対象外制度又は自己資金等で繰上償還（保証期日より早く完済）し、愛知県信用保証協会から信用保証料が返戻された場合は、豊田市信用保証料補助金交付要綱第12条の規定に基づき、残存期間分に相当する補助金を返還します。

対象融資資金	セーフティネット2号認定関連融資資金		
信用保証決定日	年 月 日	申込期限 年 月 日	
融資資金借入日	年 月 日	※融資資金借入日を含め14日以内	
融資金額等	融資金額 <u>A</u> 千円		
	借換資金の額 <u>B</u> 千円		
	新規借入金額 <u>A - B</u> 千円 対象融資割合 $((A - B) / A) \times C$. % ※1		
信用保証料額	<u>D</u> 円		
信用保証料支払日	年 月 日		
補助対象信用保証料	<u>D</u> 円 $\times C$. % = <u>E</u> 円 ※2		
補助金額	<u>E</u> 円 $\times 75\%$ = <u>000</u> 円 ※3		
補助金申請額	<u>000</u> 円 ※4 (補助金上限額 500,000円)		
(備考) ※1：小数点第2位以下切捨て ※2：小数点以下切捨て ※3：千円未満切捨て ※4：(E × 100%) と 50万円のいずれか少ない方の額			

書類提出日

年 月 日

(申請者) 住 所

法人名・商号

氏 名

上記申請者が信用保証料を支払ったことを確認しました。

所在地：

金融機関名・支店名：

担当者氏名・連絡先:

様式第6号 (第7条関係)

**信用保証料補助金交付申請書兼実績報告書
(セーフティネット4号認定関連融資資金)**

豊 田 市 長 様

対象融資資金に係る信用保証料を支払いましたので、豊田市補助金等交付規則第4条及び第10条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。なお、豊田市信用保証料補助金の対象外制度又は自己資金等で繰上償還（保証期日より早く完済）し、愛知県信用保証協会から信用保証料が返戻された場合は、豊田市信用保証料補助金交付要綱第12条の規定に基づき、残存期間分に相当する補助金を返還します。

対象融資資金	セーフティネット4号認定関連融資資金			
信用保証決定日	年	月	日	申込期限 年 月 日
融資資金借入日	年	月	日	※融資資金借入日を含め14日以内
融資金額等	融資金額 <u>A</u> 千円			
	借換資金の額 <u>B</u> 千円			
	新規借入金額 <u>A - B</u> 千円			
	対象融資割合 $((A - B) / A) \times C$. % ※1			
信用保証料額	<u>D</u> 円			
信用保証料支払日	年	月	日	
補助対象信用保証料	<u>D</u> 円 $\times C$. % = <u>E</u> 円 ※2			
補助金額	<u>E</u> 円 $\times 75\%$ = <u>000</u> 円 ※3			
補助金申請額	<u>000</u> 円 ※4 (補助金上限額 500,000円)			
(備考) ※1：小数点第2位以下切捨て ※2：小数点以下切捨て ※3：千円未満切捨て ※4：(E × 100%) と50万円のいずれか少ない方の額				

書類提出日

年 月 日

(申請者) 住 所

法人名・商号

氏 名

上記申請者が信用保証料を支払ったことを確認しました。

所在地：

金融機関名・支店名：

担当者氏名・連絡先:

様式第 7 号（第 7 条関係）

信用保証料補助金交付申請書兼実績報告書
（経済環境適応資金 災害対応資金）

豊 田 市 長 様

対象融資資金に係る信用保証料を支払いましたので、豊田市補助金等交付規則第 4 条及び第 1 0 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。なお、豊田市信用保証料補助金の対象外制度又は自己資金等で繰上償還（保証期日より早く完済）し、愛知県信用保証協会から信用保証料が返戻された場合は、豊田市信用保証料補助金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、残存期間分に相当する補助金を返還します。

対象融資資金	☐ 短期 ☐ 長期 ☐ 大規模災害		
信用保証決定日	年 月 日	申込期限	年 月 日
融資資金借入日	年 月 日	※融資資金借入日を含め 14 日以内	
融資金額等	融資金額 A 千円		
	借換資金の額 B 千円		
	新規借入金額 A - B 千円		
	対象融資割合 ((A-B)/A) C . % ※ 1		
信用保証料額	D 円		
信用保証料支払日	年 月 日		
補助対象信用保証料	D 円 × C . % = E 円 ※ 2		
補助金額	E 円 × 7 5 % = 0 0 0 円 ※ 3		
補助金申請額	0 0 0 円 ※ 4 （補助金上限額 5 0 0 , 0 0 0 円）		
(備考) ※ 1 : 小数点第 2 位以下切捨て ※ 2 : 小数点以下切捨て ※ 3 : 千円未満切捨て ※ 4 : (E × 1 0 0 %) と 5 0 万円のいずれか少ない方の額			

書類提出日

年 月 日

(申請者) 住 所

法人名・商号

氏 名

上記申請者が信用保証料を支払ったことを確認しました。

所在地 :

金融機関名・支店名 :

担当者氏名・連絡先 :

様式第8号 (第8条関係)

豊産振発第 号
年 月 日

様

豊田市長 印

信用保証料補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました令和 年度信用保証料補助金について、豊田市補助金等交付規則第 5 条及び第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付の決定及び交付すべき補助金の額を確定し、通知します。

記

対象融資資金（略称）	
保証番号	
融資資金借入日	
補助対象融資額	
補助対象信用保証料	
補助率	%
補助金額	円

※豊田市信用保証料補助金の対象外制度又は自己資金等で繰上償還（保証期日より早く完済）し、愛知県信用保証協会から信用保証料が返戻された場合、豊田市信用保証料補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、残存期間分に相当する補助金は返還していただきます。